

○公 告

次のとおり入札参加者を公募する。
令和8年1月28日

東予地方局長 河上 芳一

地域維持型契約方式公募公告個別事項

入札参加者を公募する事項	工事名		越道維第10号 他 （主）大西波止浜港線他 土木施設年間維持工事		
	工事場所		愛媛県今治市大西町九王 他		
	工事概要		県が管理する次の道路、河川及び砂防の施設の安全性を確保し、又は機能若しくは性能の維持を図るために行う維持管理や補修等の工事 ア 道路維持補修工事 2路線 L＝8.2km イ 河川維持管理工事 5河川 L＝9.7km ウ 砂防施設維持工事 9箇所（砂防8、急傾斜1）		
	工期		工事請負契約の成立の日から令和9年3月31日まで		
	予定価格		別途入札通知書（指名通知）で通知する。		
施工形態			事業協同組合 又は 地域維持型建設共同企業体		
入札参加希望者の要件	事業協同組合の参加要件	(1)建設業許可	許可業種	土木工事業	
			許可区分	特定建設業又は一般建設業	
			本店等区分	本店	
			本店等所在地	愛媛県東予地方局今治土木事務所管内（今治市及び越智郡上島町）	
		(2)格付け	格付け業種	土木一式工事	
			格付け等級	－	
			その他(格付け)	－	
		(3)施工実績（過去15年間）	工事の種類等	愛媛県発注の維持管理工事（異常気象時のパトロールを含むものに限る。）の施工実績を有すること又は1者以上の組合員が施工実績を有すること。	
			出資比率等	元請（共同企業体の構成員である場合を含み、出資比率は問わない。）	
		(4)配置予定技術者の資格等	種類	監理技術者又は主任技術者	
			法令による資格・免許等	・上記(1)に掲げる許可業種に関して建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同第15条第2号イ若しくはハに該当する者であること。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（上記(1)に掲げる許可業種に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼り付けられている者は不要）を有する者であること。	
			従事経験	－	
	地域維持型建設共同企業体の参加要件	共同企業体の構成員の数		2者～10者	
		(1)建設業許可	許可業種	土木工事業	
			許可区分	特定建設業又は一般建設業	
			本店等区分	本店	
			本店等所在地	愛媛県東予地方局今治土木事務所管内（今治市及び越智郡上島町）	
		(2)格付け	格付け業種	土木一式工事	
			格付け等級	S等級、A等級、B等級、C等級又はD等級	
			その他(格付け)	－	
(3)施工実績（過去15年間）	工事の種類等	愛媛県発注の維持管理工事（異常気象時のパトロールを含むものに限る。）の施工実績を有すること。			
	出資比率等	元請（共同企業体の構成員である場合を含み、出資比率は問わない。）			
代表者である構成員（1者）	(1)建設業許可	許可業種	土木工事業		
		許可区分	特定建設業又は一般建設業		
		本店等区分	本店		
		本店等所在地	愛媛県東予地方局今治土木事務所管内（今治市及び越智郡上島町）		
	(2)格付け	格付け業種	土木一式工事		
		格付け等級	S等級、A等級、B等級、C等級又はD等級		
		その他(格付け)	－		
	(3)施工実績（過去15年間）	工事の種類等	愛媛県発注の維持管理工事（異常気象時のパトロールを含むものに限る。）の施工実績を有すること。		
		出資比率等	元請（共同企業体の構成員である場合を含み、出資比率は問わない。）		
	(4)配置予定技術者の資格等	種類	監理技術者又は主任技術者		
		法令による資格・免許等	・上記(1)に掲げる許可業種に関して建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同第15条第2号イ若しくはハに該当する者であること。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（上記(1)に掲げる許可業種に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼り付けられている者は不要）を有する者であること。		
		従事経験	－		
(5)出資比率		構成員のうち、最大であること。			
代表者以外の構成員（1～9者）	(1)建設業許可	許可業種	土木工事業		
		許可区分	特定建設業又は一般建設業		
		本店等区分	本店		
		本店等所在地	愛媛県東予地方局今治土木事務所管内（今治市及び越智郡上島町）		
	(2)格付け	格付け業種	土木一式工事		
		格付け等級	－		
		その他(格付け)	－		
	(3)施工実績（過去15年間）	工事の種類等	－		
		出資比率等	－		
	(4)配置予定技術者の資格等	種類	監理技術者又は主任技術者		
		法令による資格・免許等	・上記(1)に掲げる許可業種に関して建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同第15条第2号イ若しくはハに該当する者であること。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（上記(1)に掲げる許可業種に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼り付けられている者は不要）を有する者であること。		
		従事経験	－		
(5)出資比率		全ての構成員（代表者を含む。）の出資比率が、2者JVの場合：30パーセント以上、3者JVの場合：20パーセント以上、4者JVの場合：15パーセント以上、5者JVの場合：12パーセント以上、6者JVの場合：10パーセント以上、7者JVの場合：9パーセント以上、8者JVの場合：8パーセント以上、9者JVの場合：7パーセント以上、10者JVの場合：6パーセント以上であること。			

	施工体制	災害時において、次に掲げる全ての体制がとれる者。 ・豪雨、地震等の異常気象後、発注者からパトロールの指示があった路線等について、原則として1時間以内に着手し、速やかに完了させ、報告する。 ・震度5弱以上の地震時には、直ちにパトロールを実施し、結果を速やかに監督員に報告する。 ・パトロールにより発見した崩土、崩壊、その他施設の損傷・異常等について、発注者から応急対策の指示があった箇所について、原則として1時間以内に現地に出発し、速やかに完了させ、報告する。 ・下請に付した場合は、元請として主体的な管理・監督を行う。
契約条項を示す場所及び問い合わせ先	担当部局	愛媛県東予地方局出納室
	電話番号	0897(56)1300
	FAX番号	0897(55)4725
	電子メール	tou-suito@pref.ehime.lg.jp
設計書等の貸与、閲覧に供する場所	住所	〒793-8516 愛媛県西条市喜多川796-1
	担当部局	愛媛県東予地方局今治土木事務所管理課
	電話番号	0898(23)2500
	FAX番号	0898(22)6826
	電子メール	ima-doboku@pref.ehime.lg.jp
	住所	〒794-8502 愛媛県今治市旭町1丁目4-9
日程等	入札説明書の掲載期間	令和8年1月28日（水）から令和8年2月18日（水）まで
	設計書等の貸与期間	令和8年1月28日（水）から令和8年2月13日（金）までの受付期間中
	入札説明書についての質問提出期間	令和8年1月29日（木）から令和8年2月5日（木）までの受付期間中
	質問に対する回答の公表期間	令和8年2月10日（火）から令和8年2月13日（金）まで
	入札参加申請書の提出期間	令和8年2月16日（月）から令和8年2月18日（水）までの受付期間中
	入札参加者への指名通知日	入札参加申請書提出期限の日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内
	非選定者への通知日	
	選定されなかった理由の説明要求期限	非選定の通知の日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の受付時間中
	説明要求に対する回答期限	説明要求期限の日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内
	入札期間	令和8年3月17日（火）から令和8年3月19日（木）までのシステム稼働時間中 （ただし最終日は午後5時まで）
	開札日時	令和8年3月24日（火） 午前 9時00分
	開札場所	愛媛県西条市喜多川796-1 愛媛県東予地方局3階入札室兼会議室
支払条件	前払金	請負代金額の10分の4に相当する額以内の額とする。（部分払に代えて中間前金払を選択した場合は、10分の6に相当する額以内） ただし、上記で算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。
	部分払	中間前金払に代えて部分払を選択した場合、部分払を請求できる回数は、3回を限度とする。
その他	ア この公告の工事の入札は、電子入札システムによる。ただし、電子入札システムにより難しい者は、発注部局の長の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。 イ この公告の工事の入札においては、最低制限価格制度を適用する。 ウ この公告の工事は、愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱の対象であり、入札期間の初日から落札決定日までの間に排除措置の期間がある者（共同企業体の場合は、構成員のいずれかが排除措置の期間である者）の入札は無効とする。 エ この公告の工事は、愛媛県が発注する総合評価落札方式で落札者を決定する工事の入札における総合評価の評価対象工事である。なお、事業協同組合が受注した場合は、下請契約実績についても評価対象とするが、出動実績があるものに限る。また、共同企業体が受注した場合は、出動実績がある構成員に限り評価する。 オ 本入札の落札決定は、土木施設年間維持工事（越道維第16号他）、土木施設年間維持工事（越道維第14号他）、土木施設年間維持工事（越道維第12号他）、道路維持工事（越道維第7号）、道路維持工事（越道維第6号）、道路維持工事（越道維第8号）、土木施設年間維持工事（越道維第13号他）、土木施設年間維持工事（越道維第11号他）、土木施設年間維持工事（越道維第9号他）、土木施設年間維持工事（越道維第10号他）、土木施設年間維持工事（越道維第15号他）、河川維持工事他（越河維第4号他）、河川維持工事他（越河維第6号他）、河川維持工事他（越河維第5号他）の順に行うものとする。 なお、何らかの事情により入札を中止する場合又は入札が不調となった工事が生じた場合は、当該中止又は不調が生じなかった工事を優先して落札者を決定する。 また、優先して落札決定を行った工事の落札者について、当該落札者が入札した他の工事の入札書は無効とするので留意すること。 おって、中止又は不調となった工事に係る入札を別の公告によって後日行うことがあり、この場合、他の工事の落札者は、後日行う入札の落札者になることはできないものとする。 カ この工事の開札は、令和8年度当初予算が愛媛県議会で成立した場合に限り行う。 キ 同時刻の開札案件が多数あるため、開札時刻が遅れる案件が発生しますことを予めご了承ください。	

注1 入札参加希望者の要件について「ー」が記入されている項目については、要件として設定しない項目である。

注2 上記の各期間について、「受付時間中」とは、休日（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時までのことをいう。